2015年4月17日

核兵器廃絶をめざす
富山医師・医学者の会 会報

2015.4.17
核兵器廃絶をめざす
富山医師・医学者の会
富山市桜橋通り6-13
電話　076-442-8000

司法が原発再稼働にストップ！

4/14　福井地裁が初の仮処分を決定

＊ニュースを伝える各紙（左から朝日、北日本、北陸中日）

高浜再稼働認めず
即時差し止め仮処分
福井地裁「新基準、安全確保せず」
エネルギー政策 再考を

高浜原発 再稼働認めず
福井地裁 初の仮処分
新規制基準、合理性欠く

高浜原発 再稼働認めず
3、4号機 福井地裁 初の仮処分

４月１４日、関西電力高浜原発３、４号機の安全対策は不十分だとして、住民が再稼働差し止めの仮処分を求めた訴訟で、福井地裁は「再稼働してはならない」との決定を下しました。

仮処分で差し止めを認めたのは初めて。大飯原発差し止め判決が上位審で確定するまで拘束力が発生しないのに対し、仮処分はただちに効力を発揮し、今後の関電の異議申し立てや本訴で今回の決定が覆されない限り、再稼働ができなくなりました。

「規制委『新基準』では安全は確保されない」

決定の最大の特徴は、政府や電力会社が再稼働の拠り所としている原子力規制委員会の「新基準」はゆるやかで合理性を欠き、安全性が確保されたとはいえないとしていることです。その「新基準に適合した」とされる施設・設備の耐震性への疑問、フィルター付きベントの設置や免震重要棟建設の先送り、むきだしの核燃料プールの危うさなど、高浜原発の具体的な脆弱性を指摘し、これらは深刻な事故はめったに起きないだろうという甘い見通しに基づいていると指弾しています。

原発推進派は一斉に反発

この仮処分の決定に対し、政府や再稼働を推進する側からは、「これまで通り規制委の審査に基づいて粛々と進める」「異質で偏った少数意見」「最高裁の判例を逸脱」「原発の安全性は専門家に任せるべき」などの批判が出ています。

主な内容

●「高浜原発再稼働差し止め仮処分を受けて」　（各世話人）……2
●「３・７さようなら原発県民集会」で金井世話人代表がトーク……３～４
●各紙の報道から……５～８

それらに共通して引用されているのは、１９９２年の四国電力伊方原発訴訟における最高裁判決です。「原発の安全審査は高度で最新の科学的、総合的な判断が必要で、行政側の合理的な判断に委ねられている」とあるように、これまで裁判所はその判断の内容については口出しせず、手続きが合法かどうかのみを扱うという姿勢でした。それらの訴訟では訴状の門前払いや原告側敗訴が続くのはある意味当然のことでした。

福島第一原発事故後に変化の兆しが

しかし福島第一原発事故を目の当たりにして行政判断を優先するそれまでの論理に裁判官の間でも動揺が拡がりました。事故の翌年、最高裁司法研修所において全国の地裁判事を対象に開かれた研究会では、従来のやり方に疑問の声が上がったといいます。

今回の決定を下した樋口裁判長は４月１日付で名古屋家裁に異動となりましたが、同じ管内であることから名古屋高裁の判断で「職務代行」という制度で引き続き本件を担当できるようになっていました。

裁判官人事が最高裁事務総局人事局に事実上握られている現在、樋口裁判官のような人はまだ少数です。しかし、強権的な政府が強引に進める原発再稼働を巨大与党が牛耳る国会では牽制できなくなっている今、三権分立の最後の砦である司法の変化の兆しは、原発のない安全な日本を願う国民にとっておおいに心強いものです。

仮処分決定の報を聞いての感想

血が通っていた司法の世界

世話人代表　　**金井　英子**

高浜原発３、４号機の再稼働差し止め仮処分決定は、大飯原発３、４号機の運転停止判決に続く、胸の空く判決です。先日私が見たばかりの映画「日本と原発」を制作、主演された河合弘之弁護士さんが満面の笑みを浮かべて夜7時のＮＨＫニュースにアップで映っておられました。ご自身で映画を作ってまで戦って来られた姿は神々しいです。

仮処分の決定は「即時有効」とはいえ、関電が福井地裁や名古屋高裁金沢支部に異議を申し立てる事が予想されます。また、今後「関電が本訴訟に持ち込み申立人が負けた場合は、稼働が遅れた日数に応じて申立人は数億円にものぼる損害を請求される恐れがある（北日本新聞の記事）」との事です。家や土地を失うリスクを背負ってまでも申し立てに踏み切られた方々に深い感銘を受けました。

そして、樋口英明裁判長が４月１日付で名古屋家裁に異動になったにも関わらず、福井地裁で職務を継続できるように名古屋高裁が命じたことも感動的です。難しい司法の世界と思っていましたが、血が通っている！と感じる事が多々あり、今回の出来事は原発再稼働阻止運動に限りなく大きな推進力となることと思います。

沖縄で福島で侵害されている人格権

世話人副代表　　小栗　絢子

福井地裁、樋口英明裁判長による、高浜原発再稼働差し止め仮処分決定の報道を１４日夜のニュースで知りました。

反原発運動がなかなか思うようにいかない中、原告の方たちによって勇気ある裁判闘争が行われ、今回の決定がありました。まだ司法は生きている！！ものすごい力になっていると実感しました。

仮処分決定の中で「原発再稼働は住民らが人格権を侵害される具体的危険性がある」と明確に述べております。福島で、沖縄で、国民の人格権はあらゆるところで侵害されております。これを力に全国民の願いである原発廃止への一歩になることを願っています。

あってはならないスラップ訴訟

世話人副代表　　**小熊　清史**

「賠償恐れず…」という記事が気になりました。いわゆる「スラップ訴訟」を懸念する内容です。富山でも、最近ありました。震災がれきの搬入に抗議していた地元住民を、富山市長が「威力業務妨害」で告訴しました。

スラップ訴訟とは“strategic lawsuit against public participation”の略で、大企業や政府などの優越者が金や権力を持たない

個人・市民に対して、恫喝・発言封じ・報復などの目的で起こす訴訟です。威圧訴訟、恫喝訴訟、口封じ訴訟とも訳されます。

富山の例は、典型的なスラップ訴訟です。為政者や大企業が、このような性悪な訴訟を、恥ずかしげもなく起こします。欧米ではスラップ行為を禁止しようとする動きがあるそうです。

日本では、こういう行為があることすら知られていません。申し立てた住民を支えていく必要があります。

この判決を若い人に伝えたい

世話人　　**与島　明美**

このような素晴らしい判決が出たことに感動しています。この判決に対して国は「粛々」という言葉をだし、関電は「異議を申し立てる」と言います。

まだ目が覚めないのか悔しい思いです。このような素晴らしい判決を多くの人、特に次世代を担う若い人に伝えていかなければならないと思います。

これが三権分立

世話人　　**山本　美和**

福井地裁の判決に、うれしく、ほっとする気持ちを感じました。これが、三権分立なのですね。地震の多い日本で原発との共存は難しい。フクシマを二度と繰り返さない決断が必要だと思います。

3・7 さようなら原発県民集会

集会後のパレードで先頭に立つ核廃絶医師の会の世話人

最前列右から小熊氏、金井氏、小栗氏

東京電力福島第一原発事故から丸四年の３月７日、「さようなら原発３・７富山集会」が開かれました。主催する市民団体の呼びかけ人には、当会の金井英子世話人代表と小熊清史副代表が名を連ねています。

呼びかけ人のリレートークで金井氏が登壇。核廃絶医師の会を紹介し、小出裕章京大助教の最終講演を引用して自身の決意を述べました。（次ページに発言内容を掲載）

講演は大飯原発訴訟の原告

講演講師は小浜市明通寺住職の中嶌哲演氏。中嶌氏は４０年にわたり小浜市への原発・中間処理施設の誘致反対運動を続け、昨年５月の福井地裁が関西電力大飯原発３、４号機の運転差し止めを命じた訴訟の原告団の一人です。法廷での意見陳述を振り返りながら、判決が示した国富のとらえ方は、原発社会を支えてきた価値観を転換させる点で感無量だと述べました。

講演する中嶌哲演氏

裁判官の心に訴えた

裁判官に何を訴えたのか。中嶌氏は原発を巡る裁判が専門的科学技術論争に片寄り過ぎているのではないかとの思いから、裁判官の心に訴えることに陳述の重きを置きました。「大飯原発が事故を起こしたらどうなるか、福島の状況が示しているではないですか」。

福島原発事故被害者の詩や言葉を紹介し、すべてを奪われ自死した者の怒りや地域が反目させられる悔しさを訴え、宗教者らしく釈尊の言葉「一切の生きとし生けるものは幸福であれ」と結びました。

一人ひとりが自分の責任を果たすこと

～３・７県民集会リレートークの金井世話人代表の発言～

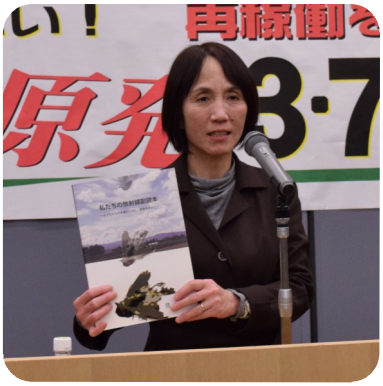

リレートークで『わたしたちの放射線副読本』を紹介する金井氏

今ほど紹介していただきました金井英子です。職業は小児科医師です。

私たちの会は核兵器廃絶を求める運動をしてまいりましたが、東日本大震災以後は原発廃止を訴える運動にも重きを置いています。地震と火山が多い日本で原発を稼働させるのは不可能と考えたからです。また、核兵器と原発は同じものを裏と表から見ているにすぎないという事も分かりました。

小出裕章氏の退官最終講演

反原発運動の最前線の砦である小出裕章京都大学原子炉実験所助教が２月２７日に退官最終講演をなさいました。

「…東北から関東の１万４千平方kmという広大な地域が、放射線管理区域同等の４万ベクレル／㎡以上のセシウム１３７汚染をしている。この地域から人々を出さなければいけない。

原発稼働により広島原爆９０万発分の核分裂生成物が溜まっている。処理を子ども・孫たちに押し付けている。…そして最後に、（原発廃止のために）皆さん一人ひとりが、だれかに頼るのでなく、一人ひとりが自分の責任を果たす生き方をすることが大切です。」と結んでおられます。

「私」にできること

私はその責任を果たすために３つの事を考えています。

１、無駄なエネルギー消費を減らすこと。無駄な電力を消費しない。
２、福島を決して忘れないこと
３、自分たちにもできる反原発運動を考える

『私たちの放射線副読本』に支援を

私たちの会が支援している事をひとつお話させて下さい。

「とやま原子力教育を考える会」という市民団体が、『私たちの放射線副読本』というのを作っています。

実は文科省は２０１４年２月に新版『放射線副読本』というのを作っています。そこでは、原発事故に対する記載は僅かであり、放射線の危険性が殆んど語られていません。故に、新しい副読本を作成し県内の小中高校に無料配布しようという企画です。この副読本ではマスコミがあまり報道しない部分もしっかり記載があります。中・高校生向けに、わかりやすく丁寧に作られています。

もしも『私たちの放射線副読本』が皆さまのお手元に届く事があれば、ぜひ手に取って御一読願います。またこの本の詳しい内容については、インターネットで「放射線副読本」「富山」のキーワードで検索すればこの会のホームページで見ることもできます。

原発は通常運転の場合にあってさえも周囲に放射線を出しています。

再稼働は絶対に許せません！

オープニングで歌われた「原発発電　この地に許すな」の歌を私も歌い継いでいこうと思います。

私たちの放射線副読本
～子どものたちの未来のために　真実を求めて～

目次

１章　安全ではなかった原発
２章　原発のしくみと放射線
３章　放射線による人体への影響
４章　放射能汚染の現実
５章　被ばくの現実
６章　管理できない放射線から身を守る
７章　未来に向けて

体裁：Ａ４版、88頁、カラー印刷
発行：とやま原子力教育を考える会
代表　道永麻由美
連絡先：090-7083-8190

高浜原発差し止め決定の要旨

【主文】

高浜原発3、4号機を運転してはならない。

【高浜原発の欠陥】

原発で発出されるエネルギーは膨大で、内部に貯留されている放射性物質も極めて多量なため、いったん発生した事故は拡大する。短時間で収束する他の技術の事故とは異なり、原発に内在する本質的な危険だ。

地震が起きた場合、速やかに運転を停止し、核燃料を冷却し続け、放射性物質が外部に漏れ出さないようにしなければならない。止める、冷やす、閉じ込めるという三つがそろって初めて安全性が保たれる。高浜原発には冷やす機能と、閉じ込める構造に問題がある。

【地震想定の信頼性】

原発への到来が想定される最大の地震動である「基準地震動」の適切な策定は、耐震安全性確保の基礎であり、それを超える地震はあってはならない。しかし、全国二十カ所に満たない原発のうち四カ所に、過去十年足らずの間に想定を超える地震が五回到来した事実を重視すべきは当然だ。

その四カ所と同様に、高浜原発でも過去の地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法により地震想定がなされた。活断層の評価方法にも大差はないため、高浜原発の地震想定だけが信頼できるという根拠は見いだせない。地震の平均像を基に、基準地震動を策定することに合理性は見いだしがたく、理論面でも信頼性を失っている。

【施設損壊の危険】

基準地震動を超える地震では施設が破損する恐れがあり、その場合、事態の把握の困難性や時間的な制約の下、収束を図るには多くの困難が伴い、炉心損傷に至る危険が認められる。

運転開始時の基準地震動は三七〇ガルだったが「安全に余裕がある」との理由で、根本的な耐震補強工事がないまま五五〇ガルに引き上げられ、さらに新規制基準の実施を機に七〇〇ガルになった。安全性確保の基礎となる基準地震動の数値だけを引き上げることは社会的に許容できず、関電の言う安全設計思想とも相いれない。

基準地震動を下回る地震でも外部電源が断たれ、ポンプの破損により主給水が断たれる恐れがあることは関電も自認している。外部電源は緊急停止後の冷却機能を保持するための第一のとりでで、主給水も冷却機能を維持する命綱だ。いずれかが一定時間断たれれば大事故になるのは必然で、基準地震動を下回る地震でも双方が失われる恐れがある。主給水により冷却機能を維持するのが原子炉本来の姿なのに、主給水を安全上重要ではないとする関電の主張は理解に苦しむ。安全確保に不可欠な設備には、ふさわしい耐震性を求めるのが健全な社会通念だ。基準地震動未満の地震によっても冷却機能喪失による炉心損傷に至る危険がある。

国内に地震の空白地帯はない。基準地震動を超える地震が高浜原発で起きないというのは、根拠に乏しい楽観的見通しに過ぎない。それは現実的で切迫した危険といえ、施設の在り方は原発の本質的な危険性についてあまりにも楽観的だ。

【使用済み核燃料】

高浜原発の使用済み核燃料は原子炉格納容器外の使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に多量に置かれているが、プールから放射性物質が漏れたときに敷地外に出ることを防ぐ堅固な設備はない。

堅固な施設で閉じ込める技術は中の核燃料を外部の事故から守るという側面もあるため、使用済み核燃料プールも原子炉格納容器と同様に防御する必要がある。むき出しに近い状態になっている現状は、設備を設けるために膨大な費用が掛かることに加え、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しに基づいている。国民の安全を最優先する考え方ともいえない。

【原発の安全性】

高浜原発の施設や技術には、多くの脆弱（ぜいじゃく）性がある。脆弱性を解消するには①基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事の実施②外部電源と主給水の耐震性強化③使用済み核燃料を囲む堅固な施設の設置④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性強化―という方策が取られるべきだ。

中央制御室に放射性物質が飛ぶ危険性もあり、防御能力の高い免震重要棟や、緊急時に事態を把握するための計測装置も必要だが、どちらも設置されていない。

【新基準の合理性】

高浜原発は原子力規制委員会の策定した新規制基準を満たしているが、安全性が確保されていない。免震重要棟は設置予定だが猶予期間があり、地震が人間の意図とは無関係に起こるものである以上、規制方法に合理性はない。周辺住民の生命に重大な危害が起きないように、十分な安全性の審査が行われるべきだ。

基準には、適合していれば万が一にも深刻な災害は起きないといえる厳格さが求められる。現在の新規制基準は緩やかで合理性がなく、適合しても安全性が確保されたとはいえない。適合するか否か判断するまでもなく、原発から二百五十キロ圏内に住む住民は、原発の運転によって人格権を侵害される具体的な危険があると推測される。

【差し止めの必要】

原発の運転差し止めによって、原子炉内の核燃料は徐々にエネルギーを失い、時間単位の電源喪失で重大な事故に至ることはなくなる。新たな使用済み核燃料の増加も防ぐことができる。運転差し止めは、危険性を大幅に軽減する適切で有効な手段だ。

原発事故によって住民は取り返しのつかない損害を被る恐れが生じる。規制委も運転を許可しており、訴訟の結論を待つ余裕はない。現在の停止状態を維持するべきだ。

北陸中日　4/15

高浜原発をめぐる問題点

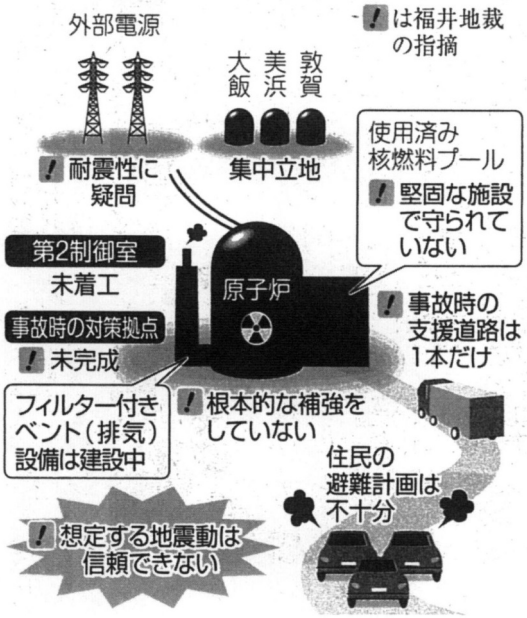

北陸中日　4/15

福井地裁・樋口裁判長

大飯原発差し止め判決

関西電力高浜原発2基の再稼働を認めない仮処分を決定した樋口英明裁判長（62）＝写真＝は2012年4月、福井地裁に着任した。関電大飯3、4号機の差し止め訴訟も担当し、昨年5月の判決では「人格権の侵害」に言及、東京電力福島第1原発の事故後、判決では初めて原発の運転差し止めを命じた。

三重県出身。1983年に判事補となり、福岡地裁を振り出しに静岡、宮崎、大阪などの各地裁を経て、12年から福井地裁、15年4月1日付で名古屋家裁に異動した。

今回の仮処分は職務代行の手続きをして担当した。

昨年11月には当時19歳の新入社員が自殺したのはパワーハラスメントが原因と認定し、上司らに賠償を命じた。

北日本　4/15

2015年4月17日

仮処分をめぐる主な争点 ※「大飯」は大飯3、4号機。「高浜」は高浜3、4号機

争点	住民側	関電側	裁判所の判断
具体的危険性の判断枠組み	►福島事故のような危険が万が一にも生じるおそれのある原発の是非	►原発に危険が内在しているのは前提。顕在化しないように適切に管理できるかを判断	►新規制基準は合理性を欠き、人格権を侵害される具体的危険性はある
炉心溶融などの破局に至る臨界点を超える地震が起きる可能性	►地質学者は、地質学の限界を認めている。大飯・高浜での地下構造は十分には把握されていない	►近年、地震に関する調査研究は著しく進む。大飯・高浜の地下構造には特異な構造は認められない	►基準地震動を超える地震が来ないというのは楽観的
基準地震動を超える地震の可能性	►基準地震動の策定が耐震安全性確保の基礎。上回った場合の耐震設計上の安全は担保されていない	►安全上重要な設備の耐震性は、基準地震動よりも余裕を持っている	►基準地震動は実績だけでなく理論的にも信頼性を失っている
免震重要棟の必要性	►免震重要棟が設置されていないため、再稼働は認められない	►高浜1、2号機の原子炉補助建屋内に、耐震性のある緊急時対策所を設置する	►免震重要棟の設置の必要性はある。規制の対象としていない規制委の基準には合理性がない

北陸中日　4/15

新基準 ゆらぐ合理性

朝日 2015.4/15

時時刻刻

高浜差し止め決定

人格権 大飯判決に沿う

福井地裁が14日に出した高浜原発3、4号機の再稼働差し止めを命じる仮処分決定は、再稼働の可否を判断する際の新規制基準を「合理性を欠く」と言い切った。着々と進められてきた原発再稼働に向けて大きな打撃となるのか。高浜原発の再稼働時期は見通せなくなった。

▼1面参照

「新規制基準の不備を突き、無効だと宣言した」。住民側弁護団の河合弘之弁護士は福井市内で記者会見し、今回の決定理由の波及効果について「日本中の再稼働がすべて禁止されたと言っていい」と評価した。

決定は、新基準そのものを全面的に否定する内容となった。

高浜原発3、4号機は2月、原子力規制委員会が安全対策の基本方針について新規制基準を満たす、と判断。審査は安全設計を記した「工事計画」と、運転マニュアルの「保安規定」を残すのみだ。

しかし、決定は耐震設計のもとになる基準地震動の策定方法や、地震動引き上げに伴う耐震性の強化が行われていない点を問題視。使用済み核燃料プールを堅固な施設で覆うことを規制の対象としておらず、事故時の対応拠点となる免震重要棟も猶予期間が設けられているとして、「規制方法に合理性がない」と批判。新基準を満たしても、安全ではないと否定した。

今回審理した樋口英明裁判長は昨年5月、関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じる判決を言い渡している。この大飯判決と今回の決定に通底している考えが、人格権だ。

大飯判決では「具体的な危険性が万一にもあれば、人格権が侵害される」と指摘。今回の決定でも、この考えを踏襲したうえで、新基準に合理性がない以上、再稼働で人格権が侵害されると、結論づけている。

さらに新基準について「福島の原発事故に実際に生じた事実を基礎に置く」と言及し、関電側の主張は「深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しにすぎない」と切り捨てた。

2006年、金沢地裁の裁判長として、北陸電力志賀原発2号機の運転差し止め判決を出した井戸謙一弁護士は、司法の変化の兆しを指摘する。「これまでの裁判所は原発のような専門性の高い問題は手続きなどに重大な欠陥がなければ是としてきた。しかし、実際に事故が起き、司法も見過ごせなくなっている」と語る。

22日には、九州電力川内原発1、2号機の再稼働禁止をめぐる仮処分申し立てについて、鹿児島地裁が決定を出す。関電幹部は「高浜に続き、川内も負ければ業界全体の問題に発展する」と語る。（室矢英樹）

新規制基準にもとづく審査状況

規制委「審査に影響ない」

「当事者ではないので、直接コメントする立場にない。審査への影響もない」。原子力規制委員会の米谷仁・総務課長は14日の定例会見で、再稼働に向けた審査などの手続きはそのまま進める考えを示した。

高浜原発3、4号機の再稼働に向けた手続きは、設備などの認可と検査が残っている。差し止めの対象は電力会社による運転で、これらの手続きは別というのが規制委の立場だ。

ただ、仮処分決定は、新基準そのものが「万が一」への備えが足りないと指摘した。その一つが、最大級の地震の揺れを想定する「基準地震動」の手法だ。

基準地震動は、活断層など周辺の特徴を調べて原発ごとに決める。基本的な方法は以前と変わらない。決定では、各地の原発で基準地震動を超える揺れが5回観測されたことや、地震の平均像をもとに計算することから「信頼に値する根拠は見いだせない」とした。

これに対し、決定で発言が引用された入倉孝次郎・京都大名誉教授（強震動学）は「地震動の計算式は平均像をもとにしているが、基準地震動では最も影響の大きい条件をとっている」とし、事実誤認があると指摘。「今の科学でこれ以上の決め方はないだろう。決定通りにすると、根拠なしに一律に決めることになる」

基準地震動

原発の設計の基礎となる、最大級の地震の揺れの想定。原発直下の軟らかい地盤と、より固い地盤（岩盤）の境での揺れで、揺れの勢いを示す加速度の単位「ガル」で示す。原発周辺の地質調査などを参考に決められる。高浜原発では当初370ガルだったが、原子力規制委の審査で700ガルまで引き上げられた。

朝日日　4/15

社説

2015.4.15

高浜再稼働差し止め

安全の根拠再検討せよ

司法によるブレーキを政府は真摯に受け止めるべきだ。

関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）について、周辺の住民らが安全対策は不十分として再稼働差し止めを申し立てた仮処分で、福井地裁（樋口英明裁判長）は再稼働を認めない決定をした。

同原発については、原子力規制委員会が2月、新規制基準に適合しているとして「合格」の通知を出し、11月の再稼働を想定して地元同意の手続きに入っていた。

判決は、その原子力規制委の適合性審査についても「合理性を欠く」と指摘した。

政府はこれまで新規制基準について「世界最高水準」と強調し、独立した原子力規制委が適合と審査したものは、その判断を尊重して再稼働してゆくと繰り返してきた。

だが、避難計画が審査の対象になっていないことや、火山リスクを過小評価している点などを挙げ、決して〝世界最高〟レベルなどではないと指摘する識者は多かった。

文部科学省の調査では、原発から30キロ圏内にある公立小中学校や幼稚園などで、事故を想定した避難訓練を実施しているのは福井県内で1割にすぎないことも明らかになった。再稼働に向けた地元同意の範囲については、拡大を求める自治体の声を政府は放置したままだ。

こうした政府の態度が、国民の不安を払拭できていないことは世論調査の結果で明らかだ。4年前の福島事故後、ほぼ一貫して原発再稼働に反対する意見が半数を超えている。

今回は司法も、再稼働の危険性を認めた。その判断は重い。

判決はまず、関西電力が想定する基準地震動の甘さを指摘している。耐震設計の目安となる揺れのため、これを超える地震はあってはならないはずだが、ここ10年足らずの間に、北陸電力志賀原発を含む4原発で5回にわたり、想定を超える地震が起きている。

高浜原発で想定を超える地震は起きないと言えるのか？ 判決は、過去の地震の記録と周辺の活断層を調査分析するという手法はどの原発も同じで「根拠に乏しい楽観的見通しにしかすぎない」と指摘した。

また、核燃料プールに納められた使用済み核燃料は、福島の事故で実際に危機的状況に陥ったが、格納容器のような堅固な施設で閉じ込められていない。

「国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通し」に基づいている、とその姿勢を厳しく断じた。

こうした状況を許している新規制基準は「緩やかにすぎ、これに適合しても安全性は確保されていない」と一蹴している。

これらの批判はほかの原発にも当てはまる。大切なのは政府や原子力規制委、電力会社が指摘を正面から受け止め、正すべきところは正し、反論があれば国民に丁寧に科学的根拠の説明を尽くすことだろう。

「世界最高水準だから」「専門家が判断したから」と繰り返すだけでは納得は得られない。

北日本　4/15

即時有効 覆るまで効力

仮処分後の今後の流れ

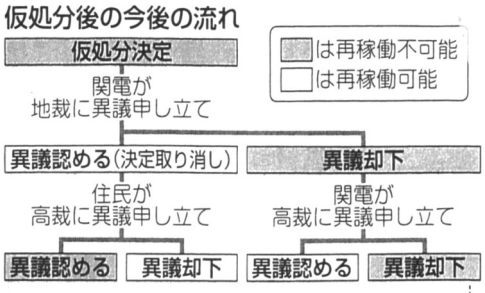

福井地裁が再稼働を禁じた関西電力高浜原発3、4号機。判決が確定するまで効力がない本訴訟と異なり、仮処分の決定は即時有効となる。同地裁か、その次に審理する高裁で関電側の異議が認められない限り、二基は再稼働できない状態が続くことになる。

仮処分は通常の訴訟で争うと時間がかかるため、当事者の権利を守る目的で暫定的に行う法的手続き。関電は地元同意など再稼働に向けた手続きを進めることはできるが、運転することはできない。決定を無視して再稼働した場合、関電は裁判所から巨額の制裁金を科される可能性がある。

早期の再稼働を目指す関電は、福井地裁に異議を申し立てる方針。認められなかった場合、同様の手続きを上級審の名古屋高裁金沢支部に行うとみられている。一方、住民側も高裁などで関電の異議が認められた場合、対抗して申し立てができる。弁護団の一人は「再稼働が認められたら、こちらも再び争う」と話す。

北陸中日　4/15

被爆70周年 アニメ映画

NAGASAKI・1945
～アンゼラスの鐘～

映画の舞台は戦時下の長崎。原爆投下後、爆心地に程近い浦上第一病院で、医学の可能性と人間の無力さを感じながら医療活動を行なった医師・秋月辰一郎とその周辺の人々の苦闘を、現在の視点もまじえて描いていきます。

と　き　**8月9日(日)10:00～**

会　場　サンシップとやま　福祉ホール

参加費　無料

被爆体験を聞く会も開催

主催：核兵器廃絶をめざす富山医師・医学者の会

後援：富山県被爆者協議会　　富山県保険医協会

会費納入のお願い

私たちの会の活動は、会費中心に運営しています。活動の基盤となる財政を確保するため、先生の入会ならびに2014-2015年会費の納入をお願いします。

会の趣旨に賛同し、入会を了承される先生は、ＦＡＸまたは電話でその旨ご連絡ください。会費納入用郵便振替票をお送りします。

◇年会費　５，０００円（毎年７月が期首）
◇振込方法
「郵便振替票」をご利用下さい。
◇連絡先
核兵器廃絶をめざす
富山医師・医学者の会
富山市桜橋通り６－１３
フコクビル１１階 TEL 076(442)8000

編 集 後 記

・高浜原発再稼働差し止め仮処分の決定を報じる大手新聞各紙は、社の原発に対するスタンスが如実に出ていて面白い。
・一番力が入っているのは北陸中日。記事の量が最も多く、書き手の熱意が伝わってくる。「仮処分をめぐる主な争点」も詳しく、福井地裁の指摘をイラストで示してわかりやすい。
・朝日は「耕論」で法曹界に詳しい専門家を取材している。政界と経済界が強引にすすめる原発推進を門外漢口出さずとしていた法律家たちの間に、福島第一原発の事故を目の当たりにして、安全性の確認を「専門家」任せにしてきたことの自省があるとのこと。
・北日本も記事は少ないものの、社説では地裁の指摘を是とし、基準の再検討を求めるスタンスを採用した。北陸電力志賀原発でもその姿勢を貫いてもらいたいものだ。
・読売は、地裁の指摘の揚げ足取りに終始。古い最高裁判決を持ち出し、「逸脱」「不合理」「偏った判断」と相変わらずだ。（Ｓ・Ｍ）